

公益財団法人亀岡市スポーツ協会
亀岡市スポーツ少年団運営・活動補助金交付要項

（趣旨）

加盟団体が、競技力の向上及び生涯スポーツの普及・振興を図るとともに、組織運営の充実を図るための活動経費に対し、この要項により予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象事業）

公益財団法人亀岡市スポーツ協会加盟団体運営・活動費補助金（以下「補助金」という。）の補助対象事業は、次のとおりとする。

- 1）各種スポーツ大会等の事業及び組織運営の充実を図るための活動事業
- 2）スポーツ少年団活動のため、必要なスポーツ用具等の購入事業
- 3）その他、特に会長が認めた事業

※加盟負担金、弁当・茶菓子等の飲食代は補助対象外とする。

（交付申請）

補助金の交付を受けようとする団体は、別に定める補助金交付申請書（運営活動様式）を提出しなければならない。

（補助金交付決定）

補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し適当と認めた場合に、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

（実績報告）

補助事業完了後すみやかに、別に定める実績報告書（運営活動様式）を提出しなければならない。